

[募集要領 8 (11) (P. 4) 関係]

## 京橋川オープンカフェ(左岸)河岸緑地サポート活動に関する協定書(案)

「京橋川オープンカフェ(左岸)」出店契約書第13条第3項に基づき、「水の都ひろしま推進協議会」(以下「甲」という。 )と〇〇〇〇(以下「乙」という。 )は、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 乙は、出店場所周辺の河岸緑地の維持管理活動等により地域貢献に努めるものとする。

(対象区域)

第2条 乙は、別紙活動対象区域図において図示する区域について活動を行うものとする。

(活動)

第3条 乙は、前条に定める緑地において次の活動を行うものとする。

- (1) ゴミ拾い〔毎週2回以上／通年〕(実施場所：河岸緑地)
- (2) 店舗及び広場区域周辺の清掃〔毎日(店の休みの日を除く)／通年〕
- (3) 事故等異常時の連絡〔随時／通年〕
- (4) 公園施設の異常破損時の連絡〔随時／通年〕

2 乙は、前項第3号及び第4号の連絡は、速やかに甲及び公園管理者(広島市南区役所維持管理課)へ行うものとする。

(報告)

第4条 乙は、活動月毎に、甲に対し活動実績報告を行う。

(権利義務の譲渡)

第5条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはいけない。

(助言)

第6条 乙は、甲に対し、活動に必要な助言を求めることができる。

2 甲は、活動に関し、乙から求められたとき、又は必要があると認められたとき、乙に対し助言することができる。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、令和7年■月■日から令和8年3月31日までとする。

(活動の休止)

第8条 乙は、当協定の活動を休止しようとする場合は、あらかじめ甲に届け出なければならない。

(協定の解除)

第9条 次の各号の一つに該当するときは、協定の有効期間中であっても、この協定を解除することができる。

- (1) 乙が、この協定に定める活動を継続することができなくなったとき
- (2) 甲又は乙が、この協定の存続を不相当と認めたとき

(疑義の解明)

第10条 この協定に関し、疑義を生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

令和7年 月 日

甲 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
水の都ひろしま推進協議会  
代表者 会長 西名 大作  
(事務局：広島市経済観光局観光政策部)

乙 ○○○○○○  
○○○○○○○○  
○○○○○○○○